

(別紙)

特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針に対する意見募集の結果

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」といいます。)に基づいて定める特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針(以下「基本指針」といいます。)に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	日本を取り巻く厳しい安全保障環境や地政学的な緊張の高まりの中、電気・鉄道・通信など基幹インフラ事業(特定社会基盤事業)の安全性・信頼性の確保は、我が国の安全保障確保のために極めて重要。	賛同の御意見として受け止めます。
2	特定重要設備の「導入」に関して定義を明記すべき。例えば、一般的なアプリケーションを無償で利用する場合も導入なのか。従業員が一人でも使用すれば導入に該当するのか。	お示しの「『導入』に関して定義」として求めているものが明らかではありませんが、基本指針第4章に記載のとおり、特定重要設備の導入に関する一連の行為(設計、開発、組立て、設置等)が完了し、役務の提供の用に供する時点、すなわち役務提供のため設備の使用を開始した時点が「導入の時期」であり、この時点までに事前届出を行う必要があります。なお、特定重要設備を役務の提供の用に供するのであれば、当該特定重要設備についてお示しの「無償で利用する場合」や「従業員が一人でも利用する場合」であっても特定重要設備の導入に該当します。
3	第1章第1節に記載された下記の方針を支持する。 「法の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないこととしており、基本方針においても、安全保障の確保に関する経済施策の実施に当たっては、自由かつ公正な経済活動を前提に、各主体の経済活動等を過度に制約せず、かつ、健全な競争環境や経済合理性に基づくイノベーションや効率性を毀損しないように配慮する必要があるとしている。 これらを踏まえ、本制度は、国家及び国民の安全と自由な経済活動のバランスに留意し、規制対象を真に必要なものに限定するとともに、事業者からの意見の十分な聴取を行うこと等により、それぞれの事業の実態等を十分に踏まえた制度整備及び運用を行うこととする。」	賛同の御意見として受け止めます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	法及びこれまでに示された基本方針等は、詳細な情報を提供せずに、原則的な広範な声明となっており、適切な範囲で、特に規制管理の範囲内にある事業、製品、商慣行の定義に関して、可能な限り具体的に示すことを要望する。具体性の欠如は、同様の状況にある企業の裁量的取扱いに差別をもたらす可能性があり、これは避けるべきである。また、「平等な競争条件」の原則に反する恐れがある。	例えば、特定社会基盤事業については法において14の分野を限定的に列挙し、基本指針においてその指定の考え方を示しているように、法、基本方針及び基本指針の役割に応じて、既に可能な限り具体的に示しているものです。また、今後、政省令の策定等を通じて、更に具体的に示していくこととしています。
5	基本指針案で的確に言及されているように、この新たな制度によって、保護しようとする技術や経済活動が阻害されるような意図せぬ結果を最小限に抑えること、また、これらの政策がイノベーションや世界的に利用可能な最高水準の技術へのアクセスを妨げないようにすることが重要。	賛同の御意見として受け止めます。御意見は今後の参考とさせていただきます。
6	本施策の方針の作成、展開、運用に当たっては、パブリックコメントや業界団体、事業者等とオープンな意見交換を重ね合意する等の方法を活用し、透明性が高く、客観性のある制度にすべき。また、規制内容・範囲については、真に必要な最低限にし、真に必要な最低限な内容・範囲になっているかを不断に検証・評価し、継続的に見直すべき。	基本指針の作成に当たってはパブリックコメントの実施、知見を有する者の意見の聴取等を行っており、政令等の策定に当たっては、「平時から関係事業者等と必要なコミュニケーション・連携を図ることに加え、経済団体、学識経験者、関係行政機関等の知見を有する者の意見を十分に聴くとともに、パブリック・コメント制度を活用し、多様な意見を適切に考慮する。」旨を基本指針に記載しています。また、基本指針第6章において「不断に制度の見直しを行う」旨を記載しているとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
7	第1章第1節で「事業所管大臣は、審査した結果、当該計画書に係る特定重要設備が法第52条第2項第2号ハに定める特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等を勧告及び命令する。」としている箇所について、分野によっては、「特定妨害行為の手段として使用される」という表現よりは、「特定妨害行為を受ける」といった表現が適すると考える。当該箇所はあくまで「特定妨害行為」により特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が及ぶおそれの一例として読み取ることによいか。	お示しの箇所は、同じ内容が法第52条第6項において定められているものであり、また「「特定妨害行為」により特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が及ぶおそれの一例」ではありません。法の規定を踏まえれば、基本指針においても「特定妨害行為の手段として使用される」という表現が適切です。
8	「規制対象を真に必要なものに限定」、「事業者からの意見の十分な聴取」の趣旨に沿って、代替性の有無、市場規模、競争関係等を考慮したうえで、事業者の意見を十分に踏まえ、経済活動を過度に規制することがないような制度整備及び運用としてほしい。	法第5条において規定しているとおり、規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないこととしており、制度運用等に当たっては経済活動に与える影響を考慮することとしています。また、基本指針においても「国家及び国民の安全と自由な経済活動のバランスに留意し、規制対象を真に必要なものに限定するとともに、事業者からの意見の十分な聴取を行うこと等により、それぞれの事業の実態等を十分に踏まえた制度整備及び運用を行うこととする」と重ねて記載しており、これらを踏まえた制度整備及び運用を行うこととなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
9	日本の法令によってグローバルに提供している一連のサービスに事前審査が入ることにより、他国のサービス提供（機能提供）に対して支障が起こりうる場合がある点などには、米国の理解が得られない上に、当該サービスを受けている対象国の利便性を削ぐことになる。米国のセキュリティシステムとのレシプロシティなども含めて一定の配慮をお願いしたい。	本制度は、特定重要設備に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を未然に防止するため、導入等計画書の事前届出を求め審査を行うものであり、このために必要な対応を、経済活動に与える影響を考慮して安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行うものです。なお、本制度は特定の国を念頭に置いたものではなく、また、その運用に当たっては法第90条に規定されているとおり、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないようにすることとしています。
10	法第5条の趣旨を踏まえ、主務省令で定める規制措置については、諸外国の規制内容と同等の措置とすることを明確にしていきたい。	法第5条は「安全保障を確保するために合理的に必要と認められる限度において行わなければならない」ことを規定するものであり、「諸外国の規制内容と同等の措置とする」ことを求める規定ではありません。そもそも諸外国の規制内容は国によって様々です。なお、本制度の運用に当たっては法第90条に規定されているとおり、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないようにすることとしています。
11	企業の負担軽減と予見可能性確保のため、事前審査の対象は当面最も懸念の強いサイバー攻撃への対応関係などに極力限定する趣旨を指針に明記されたい。	特定妨害行為はサイバー攻撃などの電磁的な方法によるものだけでなく、物理的な方法によるものも想定されるところ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するためには、サイバー攻撃への対応に対象を極力限定することは適当ではありません。
12	特定妨害行為の定義は「我が国の外部から行われる」という限定を付けているが、我が国の内部から行われるものを除外する必要性はないと思う。特に、中国には国防動員法があり、日本国内に存在する約100万人の中国人が一斉に武装蜂起して日本の社会基盤に対して破壊工作をすることは容易に予想できるため、「我が国の外部から行われる」という限定は外すべき。	特定妨害行為の定義は法律で定められているものです。「我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為」には、例えば「我が国の外部から特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害しようとする主体から影響を受けた国内の主体が行う妨害行為」も含まれます。なお、本制度は特定の国を念頭に置いたものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
13	特定重要設備外の設備・機器・装置又はプログラムによる特定重要設備に対する妨害行為は特定妨害行為に含まれず、対象外であることを明確にしていきたい。	特定妨害行為とは法において「特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為」をいうものと定められており、お示しの「特定重要設備外の設備・機器・装置又はプログラムによる特定重要設備に対する妨害行為」が除かれるものではありません。
14	第1章第3節にある「我が国の外部から特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害しようとする主体としては、例えば外国政府、テロリストのほか、これらの主体の影響下にある我が国内にある供給者等が想定される。」との記載の注釈中の「我が国内にある供給者等」とは、文言通り、日本国内に所在/居住する供給者その他を指し、あくまで日本国内に所在/居住する者に限定する趣旨か。	お示しの注釈箇所は、「例えば」と記載しているとおり例を記載しているものです。ここでの例示内容としては、文言通り「日本国内に所在する供給者」を指しますが、基本指針に記載のとおり、かつ上述のとおり、本箇所は例示であり、「我が国の外部から特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害しようとする主体」が「我が国の外部から特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害しようとする主体の影響下にある日本国内に所在する供給者」に限定されるものではありません。
15	第1章第3節にある「我が国の外部から特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害しようとする主体との関わりがない妨害行為」の具体例を示してほしい。	例えば、我が国の外部の主体との関わりがない国内の者が行う破壊行為等が挙げられます。
16	物理的な方法による特定妨害行為については、アクセス可能な事業者は法の趣旨に沿って限定はできるものの、実際の作業員が適切な作業をするか(物理的な危害を加えないか)を担保するのは契約に限られるのが実態であるため、現実的な運用としてほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
17	特定社会基盤事業者を公示することで、かえってその事業者や使用している設備に対して外部からの攻撃や妨害行為が助長される懸念がある。	特定社会基盤事業者を公示することは法第50条第2項において定められています。これは、特定社会基盤事業者と取引関係にある者等の関係する者に対し、周知を行う必要があることから公示することとしているものです。
18	事業者の指定を広く周知することは、供給者からの取引回避などにより設備確保に影響する可能性もあると思料。事業者側に供給者に指定事業者であることを伝える義務を設ける対応等への変更もご検討いただきたい。	特定社会基盤事業者を公示することは法第50条第2項において定められています。供給者は当該公示をもって取引の相手が特定社会基盤事業者であることを知ることができるため、お示しの義務を設ける必要はないものと考えます。
19	第2章第1節の「規制の対象を真に必要な範囲に限定する必要がある」という記載に関し、「真に必要な範囲」については、関係者の意見を取り入れ、納得できる丁寧な説明をした上で、異なる事業間での客観性と妥当性を担保した、極めて限定的な範囲にすべき。指定基準については、業界団体、事業者等との合意を得た上で、明確で客観的な数値を用いるべき。	特定社会基盤事業者の指定基準は、基本指針に記載のとおり、特定社会基盤事業ごとの実態を踏まえて定めることが適切であり、このため法においても「主務省令で定める基準」としているものです。特定社会基盤事業者の指定基準の策定に当たっては、基本指針に記載のとおり、「特定社会基盤事業を行う者に対し丁寧な説明を行うとともに、特定社会基盤事業を行う者を含む関係者の意見を幅広く聴取し、それらの意見を考慮する」、「特定社会基盤事業者の指定基準は、これらの手続を実施した上で、客観性及び妥当性を確保し定める」こととしています。なお、指定基準を定めるに当たって「事業者等との合意」を必要とすることは、例えば一事業者が合意しないことにより指定基準の策定が不可能となり制度の目的が達成できなくなることも予想されるため、適当ではありません。また、事業の実態を考慮すれば、客観性及び妥当性を確保した指定基準としては、数値基準以外のものが適切であることもあるため、数値基準に限定することも適当ではありません。
20	特定社会基盤事業者については、国内事業者だけでなく、国内で事業を行う海外事業者についても同等の基準で対象とすべき。	特定社会基盤事業者の指定は指定基準に基づき行うものであり、国内に本拠地を有しない事業者であることのみをもって、指定基準に該当する者を指定しないこととするものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	特定社会基盤事業者の指定に当たっては、指定されない者との競争関係や国際的な競争関係、類似する業界との競争関係に配慮してほしい。	基本指針に記載のとおり、特定社会基盤事業者の指定は、適正な競争関係を不当に阻害することがないように配慮することに留意し行うこととしています。
22	指定基準を満たしていることをどのような期間で、どのような証跡等をもとに確認するのか、事業者側に求められる対応は何か。	特定社会基盤事業者の指定基準は特定社会基盤事業ごとに今後定めることとなります。その確認の期間及び手法は、指定基準と合わせて、今後検討することとなります。
23	構成設備については、経済安全保障上の観点で真に重要かつ供給者が特定可能な構成部品を対象を絞り込むなど、影響の度合いを踏まえて定めるべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
24	特定重要設備及び重要維持管理等は特定社会基盤事業者の実態も踏まえて、適正な競争関係を不当に阻害することがないように、また、事業者には過度な負担を生じないよう、真に必要な範囲に限定すべき。	基本指針に記載のとおり、特定重要設備及び重要維持管理等を含む規制対象については、真に必要な範囲に限定することとしています。
25	特定重要設備について、業種内各社で指定のバラつきや各事業者における解釈の違い等がないよう対象システムを明確化してほしい。	特定重要設備は今後主務省令で定めることとなります。当該主務省令は、届出の対象が明確になるように定める必要があると考えています。
26	事業者として社会環境への適応スピードの減速を阻害するようなことになり得る特定重要設備（システム）は対象外としていただきたい。	お示しの「社会環境への適応スピードの減速を阻害するようなことになり得る特定重要設備（システム）」の示す範囲が明らかではありませんが、特定重要設備は真に必要な範囲とすることとしています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
27	特定重要設備及び重要維持管理等を定めるに当たっても、指定基準により考慮された要素を前提に判断されるという理解でよいのか。	特定社会基盤事業者の指定基準、特定重要設備及び重要維持管理等の考え方は、法及び基本指針に記載のとおりです。
28	特定社会基盤事業者の特定重要設備の機器の一部を構成（もしくは提供）する者として直接の義務主体ではなく、委託という立て付けでもない場合がある。そうした場合においては、法律的には委託類似であると解釈して当該機能を対象として考えているとの認識であるが、一義的には義務主体が異なる。機能の一部を構成する者として提供すべき情報は、直接の義務主体者に比較し、その機能の重要性が仮に補完的な機能である場合には求める情報や対応については必要最小限の内容とすべきであり、過度な負担とならないものとされたい。	御質問の趣旨が明らかなではありませんが、特定重要設備、構成設備に関する届出事項については、今後、合理的に必要と認められる範囲で定めることとなります。
29	特定重要設備については、製品ベンダーのサポートが終了した機器、システム、ソフトウェアの継続使用を禁止すべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
30	クラウドサービスに関するガイドラインの作成を指示すると同時に、当該ガイドラインの作成に当たってクラウドサービス事業者やその利用者が参加できるよう配慮してほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。いただいた御意見等も踏まえ、基本指針第5章に「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、相談窓口を通じた意思疎通に加えて、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」ことを加筆しており、クラウドサービスに関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
31	どのようなクラウドサービスの利用が、「特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託」に該当するのかは重要であり、主務省庁間で考え方の統一が取れなくなる事態を避ける必要がある。	御意見は今後の参考とさせていただきます。いただいた御意見等も踏まえ、基本指針第5章に「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、相談窓口を通じた意思疎通に加えて、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」ことを加筆しており、クラウドサービスに関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
32	クラウドサービスについて、グローバル・ベストプラクティスや、ISO、ISMAP、越境プライバシールール（CBPR）の枠組みなど既存のセキュリティ標準を審査の参考として取り入れるべき。また、グローバルな基準又は他の認証制度への準拠、ISMAPへの登録等をしている場合や、事前の説明を行った場合であれば、届出を不要とする等の運用を検討すべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。クラウドサービスに関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
33	立入検査の運用に当たっては、クラウドサービスについては、セキュリティやレジリエンスの評価において独立した第三者が、制御の効果を検証し証明するというプラクティスが広く受け入れられているといった特有の事柄を考慮すべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。クラウドサービスに関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
34	第3章第1節にいう機能の停止又は低下は、バックアップ等の代替機能がある場合は生じないという整理でよい。	いかなる設備を特定重要設備とするかは、今後特定社会基盤事業ごとに定めることとなります。一般的には、バックアップ等の代替機能があることのみをもって設備の機能の停止又は低下が生じることがないと必ずしも言えるものではないと考えます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
35	第3章第1節に記載の「役務が備えるべき品質・機能等が低下した状態を生じ得る設備」については、低下したとしても、安定的な役務の提供が可能であれば、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれはないと考えられる。事業者には過度な負担が生じないように「役務が備えるべき品質・機能等が著しく低下した状態を生じ得る設備」としてほしい。また、「提供される役務に求められるべき水準・役割等を低下させる」とあるが、「品質・機能等の著しい低下」と同義との理解でよいか。同義であれば、文意の明確化のために統一されてはどうか。	役務が備えるべき品質・機能等が「著しく」低下せずとも特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあることから、「著しく」と追記することは適当ではありません。また、お示しの箇所は、「役務の提供は停止しないが、役務が備えるべき品質・機能等が喪失又は低下した状態を生じ得る設備」の例として「提供される役務に求められるべき水準・役割等を低下させる事態を生じさせ得る設備」を示しているものであることから表現を分けているものです。
36	特定重要設備の導入及び重要維持管理等について、軽微な変更の対象は、事業における社会環境への適応スピードの低下を招くことから対象外としていただきたい。	法において、主務省令で定める軽微な変更については、変更届出や事後報告の対象外とされています。
37	外部企業がパッケージ提供するプログラムの場合、事業者はプログラム利用規約に基づき利用・運用しているに過ぎず、そのプログラムに関する変更を届け出することは困難であり配慮してほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
38	プログラムの変更について届出等が不要になる「軽微な変更」のケースとして、「機能に関係する」の範囲が極めて曖昧であり、「機能の停止または停止に直結し得るプログラム変更」等とすべき。	プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
39	プログラムの変更について届出等が不要になる「軽微な変更」について、仮に事業者判断で「軽微な変更」とした案件が後から事前審査の対象であったと判明した場合、事業者に対して何かしらの罰則が設けられるか。	届出や報告を要しない軽微な変更については、その範囲が明確になる形で、今後主務省令で定めることとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
40	法における「プログラム」を、限定的かつ明確に定義すべき。これにクラウドサービスやブロックチェーンが含まれる場合は限定的かつ明確にすべき。	規制の対象を画するのは特定重要設備及び構成設備です。「プログラム」を定義するのではなく、特定重要設備及び構成設備を事業者の予見性が確保できる形で定めることとなります。
41	クラウドサービスの定期的なアップデート・サービス改善がプログラムの変更として報告の対象になることは避けるべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
42	プログラムの変更に関する軽微な変更について、具体的な基準や指標、例示などを示していただきたい。例えば、新たに発見されたセキュリティ脆弱性への対応を行うアップデートを行う場合は、届出は不要か。	いただいた御意見等も踏まえ、基本指針第5章に「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、相談窓口を通じた意思疎通に加えて、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」ことを加筆しており、プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
43	プログラムの変更に関する届出の要否については、各業態の実態に即した柔軟な運用をお願いしたい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
44	機能追加等の機能維持を目的としない業務プログラムの更新は特定重要設備又は構成設備の導入に該当するが、重要維持管理には該当しないことを明確にしていきたい。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、特定重要設備及び重要維持管理等は、主務省令で定めることとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
45	ソフトウェアの機能を大きく変更しないアップデートや、妨害行為に用いられる危険性に影響がない機能のアップデート、頻繁に発生するプログラム改修等は軽微な変更とすべき。このことをQ&Aやガイドラインで明確にするとともに、Q&A等の策定に当たっては民間事業者の声を十分に反映いただきたい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見等も踏まえ、基本指針第5章に「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、相談窓口を通じた意思疎通に加えて、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」ことを加筆しており、プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
46	第3章第1節の「導入等計画書に記載した機能に係る変更」の記載内容や基準を明確にしてほしい。	プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
47	既に稼働中のシステムにおける設備導入を伴わないプログラム開発についても重要維持管理等になるのか。	「設備導入を伴わないプログラム開発」としてお示しの対象が明らかではありませんが、委託契約に基づくものであっても、当該プログラム開発が特定重要設備又は構成設備を開発するものである場合は、特定重要設備の導入又は構成設備の変更として扱われることがあります。また、当該プログラム開発が特定重要設備に係るものであり、かつ、重要維持管理等に該当するものである場合は、重要維持管理等の委託として届出の対象になります。
48	特定重要設備の導入に際して行われる再委託や再々委託について、どのように考えているのか。	特定重要設備の導入は、重要維持管理等の再委託とは異なります。本制度においては、例えばプログラムの開発及び導入を委託契約に基づき行う場合も、当該プログラムが特定重要設備に該当する場合には、当該プログラムの開発及び導入は特定重要設備の導入に該当することとなります。
49	重要維持管理等の委託とは、一般的に「委託契約」に該当する「請負契約」のみを指し、「準委任契約」などは対象外となるのか。	契約形態に関わらず、重要維持管理等に該当するものを他の者に行わせる場合は届出の対象になります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
50	第3章第2節の「再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合」とはどのような場合か、早い段階で、具体例を示してほしい。また、当該条件を定める場合には、事業者の実態や負担を考慮のうえ、事務上対応可能なものや幅広い方法を示してほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。いただいた御意見等も踏まえ、基本指針第5章に「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、相談窓口を通じた意思疎通に加えて、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」ことを加筆しており、再委託に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
51	特定社会基盤事業者→供給者プライムコントラクター→供給者サブコントラクター→構成品供給者という契約形態を想定した場合、「再委託」の考え方は、「重要維持管理」にのみに限定されるという理解でよいか。「特定重要設備」の事前届出に関しては、原則として、供給者プライムコントラクターに関する情報に限る（＝供給者サブコントラクターや構成品供給者の情報は不要）、との理解でよいか。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、基本指針第3章第2節の「再委託」は、重要維持管理等の再委託を指します。また、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たっては、法及び主務省令で定められる届出事項を記載して導入等計画書を提出する必要があります。導入等計画書には「特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項」を記載しなければならず、これには、基本指針第4章に記載しているとおり「構成設備を特定するために必要となる、その種類、名称、機能といった構成設備の概要に関する事項や、当該構成設備の供給者の名称、住所等の事項」が含まれます。お示しの「供給者サブコントラクター」等が供給する設備が上述の設備等に該当する場合は、その情報についても記載が必要です。
52	第3章第2節の「再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合」の例示にある「再委託を行った者が、現に行われる業務及び以後の再委託を受けた者を適切に管理していると認められる場合」について、「適切に管理」の要件を主務省令で明記いただきたい。また、「適切に管理」の具体的な事例をご教示いただくとともに、実効性は委託先に保証させることでよいか確認したい。	「再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合」及びこの例として記載している「適切に管理」については今後検討することとしています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
53	第3章第2節の「再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合」について、①届出をする委託・再委託先に関し、特定社会基盤事業者がリスク管理措置について契約等で担保し、その対応状況を確認できる社内態勢を整備している場合や、②特定社会基盤事業者の子会社等、特定社会基盤事業者の実質的に支配関係にある主体に対して再委託等を行う場合、③資本関係がない場合であっても、これまで特定社会基盤事業者が重要維持管理等を委託した実績のある主体であって、過去、法令上の問題を生じさせていない等、今回の基本指針に照らして業務運営上の問題が生じないと考えられる場合を含むことが適当。	御意見は今後の参考とさせていただきます。再委託に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
54	基本指針案は、重要維持管理等の委託先については語るところがないので、すべての事業者について同様の義務を間接的に課すこととなるのだと考えられる。しかし他方で、再委託については、「ただし、再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合」には、再々委託先等の情報については収集しなくてよい、との方針を示している（16ページ）。しかしながら、たとえば持株会社が委託先となって子会社が再委託先となった場合は限りの記載としてよいのに、その社が委託先となって別の社が再委託先となる場合は再委託先の当該別の社、さらにはその再々委託先まで記載が必要だというのは、権衡を失する。委託先であるか再委託先であるかを問わず、その先の認証を要しない事業者を選定すべきだと考えられる。	お示しの箇所の「再委託を行った者」は、特定社会基盤事業者からの直接の委託先である場合に限るものではなく、また、「再委託を行った者までの情報の届出とすることを認めることとする」としているのは、「再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合として、事業所管大臣が定める場合に該当するとき」であり、権衡を失するものではありません。なお、本制度は特定の事業者を「認証」するものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
55	最終的に委託を受けた者まで、どの程度の粒度での管理を求められるのか。また、アウトソーシングサービスやASP、クラウド等のサービス形態を利用している場合にはどうなるか。	最終的に委託を受けた者を含む再委託を受けた者については導入等計画書に記載することが原則となります。導入等計画書の記載事項やその様式は、今後、主務省令で定めることとしています。なお、「アウトソーシングサービスやASP、クラウド等のサービス形態を利用している場合」も、基本的な考え方については変わるものではありません。クラウドサービスに関する考え方を含む一部の事項については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
56	法第52条第2項第3号ハに定める「当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの」においては、再委託先の名称等は必須ではないことを明確にしていきたい。	再委託先の情報を把握するに当たり、再委託先の名称は重要な事項であると考えています。
57	委託期間中に再委託先の追加・変更がある場合も変更の届出が必要となるか。	重要維持管理等を行わせる期間の終了前に、再委託先の追加・変更がある場合に、法第54条第1項に規定される重要な変更を行う場合はあらかじめ届出が必要になります。重要な変更については、主務省令で定められます。
58	特定社会基盤事業者の負担についても、規制対象の範囲を真に必要な範囲に限定することに止まらず、十分に配慮すべき。	基本指針の中でも、「本制度は、国家及び国民の安全と自由な経済活動のバランスに留意し、規制対象を真に必要なものに限定するとともに、事業者からの意見の十分な聴取を行うこと等により、それぞれの事業の実態等を十分に踏まえた制度整備及び運用を行うこととする」等の記載を行っており、法第5条にも規定するとおり、本制度による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行うこととしています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
59	第3章第3節に記載の「不当な転嫁」について、こういった「転嫁」が「不当な転嫁」に当たるのか、明らかにしてほしい。	こういった「転嫁」が「不当な転嫁」に当たるかは個々の事例に即して判断することとなりますが、例えば、立場上供給者に対して優位にある特定社会基盤事業者が、導入等届出書の作成に当たって必要となる事務経費やリスク管理措置を追加で実施する際の経費等の全てを供給者から調達する特定重要設備の価格に転嫁する行為等は、不当な転嫁に当たる可能性があります。
60	委託先（再委託先を含む）において本制度の対応に際して必要となる費用は、誰が負担すべきか。委託元がすべて費用負担する義務を負わなければならないのか。	お示しの費用負担については、個々の事業者間の契約等において定められるものと考えています。
61	制度対応の結果、供給者側の作業負担が費用として特定社会基盤事業者への請求に転嫁されることが考えられるため、供給者から特定社会基盤事業者への不当な転嫁が行われないよう監督等することも明記してほしい。	法において、導入等計画書を作成し届け出することは特定社会基盤事業者の義務とされています。このため、例えば、特定社会基盤事業者が制度対応に当たってリスク管理措置の実施を特定重要設備の供給者に求めた場合に、供給者において当該リスク管理措置の実施に係る費用を特定社会基盤事業者に請求することが想定されますが、それが直ちに不当な転嫁に当たるものではないと考えます。
62	設備供給者や委託先の追加、変更を伴わないプログラム変更において事前審査をする際の考慮要素を確認したい。	審査に当たっての考慮要素は基本指針において示しているとおりです。
63	複数の特定社会基盤事業者が共同で財産を保有している場合、どの特定社会基盤事業者に導入等計画書の提出義務が発生するか、主体を明確にしてほしい。	複数の特定社会基盤事業者が共同で特定重要設備を導入する場合、当該特定重要設備を保有し役務の用に供することとなる全ての特定社会基盤事業者が届出を行う必要があります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
64	特定社会基盤事業者だけでなく、供給者等に対しても、機微な情報以外の情報も含め、法令等で情報の提出義務があることを明確にしない限り、協力を得ることは難しく、実効性が担保できるか疑問。	法においては、導入等計画書に特定重要設備の供給者に関する事項（第52条第2項第2号ロ）等を記載しなければならないこととしており、特定社会基盤事業者は当該規定等も踏まえた協力を供給者等に求めていくものと考えています。
65	特定重要設備の供給者に関する事項及び重要維持管理等の委託の相手方に関する事項について、委託者や供給元が対応してもらえるか疑問。これらの事項を記載しない場合には届出が受け付けられないのか。また、導入や委託の中止を勧告されるのか。	導入等計画書には法で定める事項を記載しなければならないと規定されています。これらの事項について記載できない特段の理由がある場合において届出を受け付けるかどうかは、個々の事情等を踏まえて事業所管省庁が個別に判断することとなります。なお、導入や委託の中止の勧告は、基本指針に記載の考慮要素等を踏まえて判断することとなります。
66	導入等計画書のフォーマットや記載例を示してほしい。	導入等計画書の記載事項やその様式については、今後主務省令で定めることとなります。
67	届出事項は、審査に必要な最低限の事項にとどめるべき。	本制度は、法第5条や基本方針に定めるとおり、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないこととしています。届出事項については、事業の実態に応じて安全保障を確保するために必要と認められる限度で、今後主務省令で定めることとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
68	電気通信の特定社会基盤事業者によっては、年間の特定重要設備の工事件数・維持管理委託件数が1万件を超えるケースもあり、今後の制度検討においては、届出の単位や時期・頻度について、事業の実態を踏まえた設計を検討いただきたい。	特定の事業における取扱いについては、今後主務省令等を定める際に検討することとなりますが、本制度は、特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託についてあらかじめ導入等計画書を作成し届出を求めるものであり、特定重要設備の「工事」や「維持管理」の全てを届出対象とすることは、想定されるものではありません。なお、基本指針においても、特定重要設備及び重要維持管理等を定める主務省令の策定に当たっては関係事業者等と必要なコミュニケーション・連携を図ること等を記載しています。
69	導入時期を日の単位で明記することまでは特定妨害行為のおそれの排除を目的とした審査には必要ないと考えられるため、例えば「令和6年4月1日～令和7年3月31日のいずれかの日」といった年単位の記載を可とし、結果的にこの期間内で導入することとなり詳細の月日が明確になったとしても、当該詳細情報の届出・報告は不要と整理すべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。導入等計画書に記載する事項については、今後主務省令で定めることとなります。
70	重要維持管理等の届出については一次委託先までの記載とするよう、将来の法改正も視野に入れて中長期的に検討すべき。	御意見は今後の参考とさせていただきますが、二次委託先以降の者が特定妨害行為に関わることを防止するために、導入等計画書に必要な事項を記載することは重要であると考えています。
71	「導入に携わる事業者」の対象は必要最小限にすべきであり、例えば、機器の運搬業者等は対象外であることをQ&A等により明確化すべき。また、「導入に携わる事業者」についての届出事項を示してほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。「導入に携わる事業者」に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。
72	特定重要設備の事前届出事項として「設備の製造場所」があるが、これは、供給者の自己申告によるものを想定しているか。	お示しの事項については具体的な運用の詳細に係るものであり、今後検討することとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
73	特定重要設備の運転操作を行う者について、名前、委託の相手方との雇用関係を証明する書類を提出させるべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。導入等計画書に記載する事項及びその添付資料については、今後主務省令で定めることとなります。
74	通信事業における ・「特定重要設備の概要」における「設置及び使用する場所」 ・「特定重要設備の供給者に関する事項」における「設備の製造場所」 ・特定重要設備の「維持管理等の場所」 について、基本的に全国に展開される通信事業の特性を踏まえれば、個々の設備の設置場所の細かな記載は特定妨害行為の手段として使用されるおそれの審査に必要ないと考えられるため、国内に設置されることが明確であることを確認する目的であるという前提において、国内の場合は「全国（日本国内）」、海外の場合はその「国名」を記載することで問題ないと整理すべき。	導入等計画書に記載する事項については、今後主務省令で定めることとなります。特定の事業における取扱いについては、今後主務省令等を定める際に検討することとなります。
75	「特定重要設備の供給者に関する事項」に関して届け出る内容について、その証跡資料等は求められるか。	導入等計画書に記載する事項及びその添付資料については、今後主務省令で定めることとなります。
76	「一定割合以上の議決権保有者の名称、国籍、保有割合」に関しては、大量保有報告書や四半期開示等の他の制度等に基づき情報公開が進められていることと、事業者の負担に鑑み、公開情報を通じて取得できる範囲にとどめるべき。さらに「外国政府等との取引高が一定割合以上である場合、当該国名及び割合」の「一定割合以上」については、外交政府の影響を受ける可能性があるとの制度で用いられている水準を勘案して、合理的な範囲に限定すべき。	「一定割合以上」の具体的な数値については今後定めることとしています。なお、御意見も踏まえ、基本指針第4章に、「一定割合以上」等に関する事項を定める場合においては、他の制度における基準も考慮しつつ、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる範囲において、その具体的な内容を定めることとする旨を加筆しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
77	「役員の氏名、国籍」について、役員の範囲は、当該企業に大きな影響を及ぼし得る者に限定すべきであり、会社法上の役員の中でも最小限に留めるべきである。	「役員」の範囲については今後定めることとしています。なお、御意見も踏まえ、基本指針第4章に、「一定割合以上」等に関する事項を定める場合においては、他の制度における基準も考慮しつつ、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる範囲において、その具体的な内容を定めることとする旨を加筆しています。
78	「特定重要設備の供給者の設立国」は、何をもって確認するものか、概念を明確化してほしい。	導入等計画書の記載事項やその様式は今後主務省令で定めることとなりますが、基本指針第4章で例示している「特定重要設備の供給者の設立国」は、法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいいます。
79	特定重要物資の安定的な供給は法の別の柱であるが、指針案においては、それと特段の関連付けが行われていない。指針案19ページの「設備の製造場所」とあるのは、「設備の製造場所（それが日本国内である場合には、供給確保計画に基づいて生産されたものであるか否か）」とし、また指針案19ページ末尾の文章の「例えば、」の後に、「構成設備の重要部分が供給確保計画（法9条）に基づいて生産されたものである場合にはその旨、また」と記載することが望ましい。以上は、国内産の設備等について供給確保計画に基づく生産品であるか否かの記載を必須とする場合であるが、それを任意的な記載事項とすることも考えられる。その場合は、19ページ末尾の文章の後に「構成設備の重要部分が供給確保計画（法9条）に基づいて生産されたものである場合にはその旨を記載してよいこととする。」と付加することが考えられる。	本制度は、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するものであって、当該設備が供給確保計画に基づいて生産されたものであるかを審査するものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
80	セキュリティ・クリアランス制度が存在すれば、特定重要設備の導入や維持管理等に当たる事業者の役員には、同制度の適用が求められる。それが未だに存在しない我が国においても、可能な限りそれに代わる情報を収集することは必要であり、その一環として外部事業者の役員の「国籍」を問うことは適切である。だが、それだけでは十分ではない。セキュリティ・クリアランス制度に相当する仕組みが既に機能している局面において、その仕組みによる認証がなされている者については、単に「国籍」を記載させるだけでなく、その種の認証を受けている旨を記載させるのが適切である。たとえば、特定秘密保護法に基づく適性評価（同法12条）を受けている場合には、それを受けていることを記載させることが適切である。	本制度は、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するものであって、特定秘密保護法と直接結びつくものではありません。
81	「役員」とは何を意味するのかがはっきりしない。たとえば、会社の「執行役員」は含まれるのか否か、供給事業や委託事業を担当する子会社がある場合、あるいは他の事業者にも業務を再委託する場合、その役員も含まれるのか否かを、明確にすべきである。別の箇所「最終的に委託を受けた者までの情報」（16ページ）を問うこととしていることからすれば、子会社や再委託先の役員についても開示させることになるかと推測されるが、もしそうであるとすると、直接の担当者についても「役員」と同様の情報開示を要求すべきである。そうでないと、たまたま組織の形態として子会社や再委託先となった場合には情報開示が必要となるのに、直接の委託先会社の内部に埋もれている場合についてのみ情報開示が不要となって、衡平を欠くからである。	「役員」の範囲については今後定めることとしています。なお、基本指針において、役員等に関する事項を定める場合においては、他の制度における基準も考慮しつつ、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる範囲において、その具体的な内容を定めることとする旨を記載しており、これを踏まえて定めることとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
82	「設備の製造場所」について、政府の調達について特定社会基盤事業者より高い水準の調達が要求され、それに応じたものである場合、例えば防衛装備品の調達において基準を満たす製品や、同盟国において厳しい認証を経た製品（たとえば米国のNIST記載の製品）については、設備の製造場所などを問う必要はないと考えられ、その点を明記すべき。「設備」の製造場所だけでなく、外部からの行為によりわが国の安全を妨げる事態を防止するために重要な部品については「製造場所」を問うが、それ以外の部品については問わないことを明示すべきである。	本制度は、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するものであって、お示しの防衛装備品の調達等とは趣旨や対象等が異なるものです。なお、本制度が届出を義務付けているのは、特定重要設備及び構成設備に関する事項であって、これらに該当しない設備について届出を求めるものではありません。
83	再委託先に求める届出事項の粒度を教えて欲しい。仮に供給者と同等の粒度とした際は把握が困難となる可能性がある。	導入等計画書の記載事項やその様式は、今後主務省令で定めることとしています。
84	「構成設備が他の機器等と一体となった設備を調達し特定重要設備の一部として用いる場合」について、どのようなケースが想定されるか、具体的な事例をご教示いただきたい。	構成設備に関する事項については、今後主務省令で定めることとしています。
85	特定社会基盤事業者に詳細を提供するのが機微な場合があるため、その場合は直接事業所管大臣への提出とすることを徹底していただきたい。また、複数の特定社会基盤事業者に対して同一の機能を有する設備を提供する場合も直接事業所管大臣へ提出できるような対応をお願いしたい。	お示しの「特に機微である等の事情により特定社会基盤事業者等に提供することが困難である情報」の取扱いについては具体的な運用の詳細に係るものであり、今後検討することとなります。なお、お示しの「複数の特定社会基盤事業者に対して同一の機能を有する設備を提供する場合」については、基本指針に記載の「特に機微である等の事情により、特定社会基盤事業者等に提供することが困難である情報が含まれ得る」に該当するとは考えていません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
86	特定社会基盤事業者を経由せずに特定重要設備の供給者等から直接事業所管大臣に提出された情報の正否については特定社会基盤事業者に責任が及ばないようにしてほしい。	お示しの「責任」の範囲が明らかではなく、また、個別の事案に応じて判断することとなりますが、供給者等から提供された記載内容に誤りがあったことが明らかになった場合には、当該誤りの内容等に応じて、例えば、導入等計画書の再提出等を求め、再度審査を行うことがあります。
87	特定社会基盤事業者を経由せず、機微な情報として所管大臣に直接情報提供できる仕組みについて、機微か否かを判断するのは情報提供者（必ずしも事業者に限らない）か。	お示しの事項については具体的な運用の詳細に係るものであり、今後検討することとなります。
88	禁止期間中に構成変更または維持管理ができないのは、ビジネスに大きい影響があるため、緩和などの再考をしてほしい。	禁止期間は法において定めているものです。
89	事前届出事項として提供される情報については、その機微性に鑑み、関係省庁内において、必要最低限の範囲で共有、使用され、細心の注意を払って厳重に管理される仕組みを構築すべき。また、事業者において行うべき「適切な管理」の方法について想定しているものはあるか。	基本指針に記載のとおり、政府に提出された情報は適切に管理します。また、事業者においても、他の事業者から提供された情報については適切に管理することが望ましいとしており、例えば真に必要な者に限って情報を取り扱うこととするなどの措置が考えられます。
90	審査に当たっては、特定重要設備導入の事業やこれと一体的に計画されている施設整備事業の進捗等に影響が生じないように願います。	基本指針第4章において「経済活動に与える影響を踏まえ、禁止期間が長期となることは避けることが望ましいことから、事業所管大臣及び関係行政機関の長は、国家及び国民の安全を確保する上で必要な審査を効率的かつ迅速に行うこととする」としてしており、審査は効率的かつ迅速に行うこととしています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
91	第4章第1節(3)において、慎重な審査を要する場合には期間を延長することができる」とされているが、30日以内に審査を終えることが原則であり、期間を延長する際には、延長した理由について、特定社会基盤事業者に対し合理的な説明が必要と考える。 また、「国家及び国民の安全を確保する上で必要な審査を効率的に行うこととする」とあるが、審査を効率的に行うための取組や取組状況等定期的にモニタリングを行うとともに、公表すべきである。	法第88条で行政手続法の適用が除外されており、期間延長時等の理由は、国の安全等の観点から示さないこととしています。なお、法の運用に当たっては適切な情報提供に努めてまいります。
92	禁止期間を短縮しし得る場合とは何か。「過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書の届出を行った場合」とは、29ページの脚注14にある「自動更新」における届出を指しているか。	「過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書の届出を行った場合」とは、自動更新かどうかに関係なく、過去の導入等計画書と同様の記載内容である場合が該当し得るものと考えております。
93	重要維持管理等の委託に係るリスク管理措置については、グループ企業間であれば、グループ全体の運営・管理が行われていることに鑑み、リスクが自己と同一あるいは相当程度低いと評価でき、自己で処理する場合と同様の手続あるいは別途の軽易な措置で足りるのではないか。	お示しの「グループ全体の運営・管理」が行われているかどうかも含めて、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが必要であると考えます。そのため、グループ企業間であることのみをもって、一律に「別途の簡易な措置とする」こと等は適当ではありません。
94	審査期間はゼロに近いことが望ましいが、審査期間は7日間程度もしくは最大10日間程度の審査期間としていただきたい。	審査期間は、法第52条第3項及び第4項において定められているものです。なお、基本指針においては「経済活動に与える影響を踏まえ、禁止期間が長期となることは避けることが望ましいことから、事業所管大臣及び関係行政機関の長は、国家及び国民の安全を確保する上で必要な審査を効率的かつ迅速に行うこととする。」と記載しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
95	「過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書の届出」との記載について、ここでの「同様」の定義を明確化してほしい。同一企業内、もしくは同一企業グループ内において、過去に別の特定重要設備に関して届出を行い審査済となっている内容と同一の供給者や委託先、設備等を導入する場合は、その内容を踏まえて審査を簡略化していただきたい。	お示しの箇所は、禁止期間を短縮し得る場合の例として挙げている箇所であり、ここで述べている「過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書」とは「過去に審査を終えたもの」と同一の導入等計画書」と同旨です。いずれにせよ、禁止期間を短縮し得るかどうかは、個別に判断することとなります。 なお、お示しの「審査を簡略化」の内容が明らかなではありませんが、基本指針に記載のとおり「過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書の届出を行った場合」には、禁止期間を短縮し得ることが想定されます。
96	リスク管理措置の審査は供給者や委託先に対する事業者の管理態勢を問われているものと認識。このため、供給者や委託先の変更がない場合においては、都度同じ内容（事業者内の管理態勢）の審査を行うこととならないよう制度運営面にて考慮してほしい。	基本指針に記載のとおり、過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書の届出を行った場合などは禁止期間を短縮し得ると考えております。
97	審査期間の延長が行われる場合の具体的な事例を示してほしい。また、審査期間が延長される場合、事業者との個別協議において、条件付きで導入を承認、部分的に導入を認める等、事業者や供給者負担を考慮した柔軟な対応をお願いしたい。	法において禁止期間中は導入等を行ってはならないこととされており、例外は設けられていません。また、延長を行う必要があるかどうかは、導入等届出書の内容に応じて個別に判断するものとなります。
98	政府調達基準としてIT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申し合わせ（平成30年12月10日関係省庁申し合せ）がある。政府調達基準を超えた調達基準が特定社会基盤事業者に課されることはなく、したがって、日本政府が利活用しているIT機器やクラウドサービスは、特定社会基盤事業者も利活用可能という認識でよいのか。	本制度は、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するものであって、お示しの申し合わせとは異なる制度です。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
99	規制対象となる特定重要設備の供給者、及び管理委託先は、国単位で特定国の全事業者を一括りで規制するのではなく、リスクに応じて事業者単位での規制となるよう検討してほしい。国籍のみを理由に規制することはないとの姿勢を明示的に内外に示すべきである。	基本指針に記載のとおり、審査に当たっては考慮要素①～④を踏まえることとしており、国籍のみを理由に勧告を行うことはありません。
100	審査に当たっては、既存のセキュリティ基準やコンプライアンスのための仕組みを考慮することを推奨する。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
101	基本指針案では、「審査に当たっての考慮要素」において、「特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体から強い影響を受けているかどうか」を掲げているのみであり、基本方針にある同盟国・同志国との関係や公正な国際ルール維持について触れていない。また、基本指針案22ページは「審査を行うに当たっては、我が国の外部にある主体から強い影響を受けている事業者からの設備の導入等について慎重な審査を行う必要がある」としているのみである。そこで、指針案と基本方針が一貫性をもって運用されるようにするため「審査に当たっての考慮要素」の最初の要素を次のとおりとすることを提案する。 改定案「特定基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体（同盟国・同志国及び国際的に受け入れられた国際機関を除く）から強い影響を受けているかどうか」 あるいは、指針案第4章第1節（4）において、同盟国・同志国の供給者等は、国内事業者と同等の取扱いを受ける旨を明記することを提案する。	基本方針においては「安全保障の確保に関する経済施策を実施するに当たっても、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意することは当然である。また、こうした基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同盟国・同志国との協力の拡大・深化を図ることも重要である。」ことや、「国際秩序の維持・強化のための取組としては、例えば、同盟国・同志国との連携強化等を通じ、グローバルなサプライチェーンの脆弱性や国家・地域間の相互依存リスクの顕在化、国家及び国民の主権や利益を害する経済的威圧などの新たな課題に対処すること、邦人職員の増強等を通じ国際機関においてイニシアティブを発揮すること、通商・データ・技術標準等の公正な国際ルール維持・強化・構築をすることなどが挙げられる。」ことを記載しています。 これらの記載は、本制度の運用に当たって直接同盟国・同志国の供給者等の取扱いを定めるものではなく、本制度において特定の国を念頭に置くことなく運用を行うことは、基本方針との一貫性においても何ら問題はありません。「内外無差別の原則等との整合性」や「WTO協定等の我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意する」との法の規定や基本方針を踏まえても、原案の記載が適切です。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
102	業務効率性の観点からも、計画変更による影響が大きい審査項目を明確化の上、先にその観点のみ審査を行う等、段階的な審査の実施をご検討いただきたい。	審査は、基本指針にも記載の考慮要素等を踏まえて判断するものであり、特定の項目のみをもって審査するものではありません。
103	同一の供給者が過去に同様の内容の審査を終えている場合には、審査に当たって考慮し、効率的な審査を行うべき。	基本指針に記載のとおり「禁止期間を短縮し得る場合としては、例えば、過去に審査を終えたものと同様の内容の導入等計画書の届出を行った場合」があると考えています。
104	審査の効率化は、特定社会基盤事業者及び供給者の意見を聴取して検討すべきであり、修文を求める。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
105	基本指針（案）の21ページの第3段落「なお、経済活動に与える影響を踏まえ、禁止期間が長期となることは避けることが望ましいことから、事業所管大臣及び関係行政機関の長は、国家及び国民の安全を確保する上で必要な審査を効率的に行うこととする。」に続けて、次の文章を追記することを提案する。 （追記する文章） 審査は特定重要設備の技術分野について知見のある有識者専門委員の知見が反映されるような形で実施し、特定される全業種において統一の審査基準で対応することとする。また、審査効率化の一環として、特定重要設備の供給者を、供給者ないしシステム製品単位で事前認定する制度を創設する。	基本指針は知見を有する者の意見を聴いてその案を作成しており、審査に当たっての考慮要素は基本指針に記載されているとおりです。 なお、お示しの「事前認定する制度」については、本制度は機器一般について審査・認証等を行う制度ではなく、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きいかどうかを審査するものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
106	「我が国の外部にある主体から強い影響を受けている」かどうかについて、本社と日本の子会社・関連会社間の関係のように、現地の主体に影響を与える海外主体と関係をもつ供給者も含まれてくるのかを明確にしてほしい。	実際の審査においては、届出ごとに実態を踏まえて判断することとなるため一概にお答えすることはできませんが、お示しの「本社」（外国にある親会社）と「日本の子会社・関連会社」との関係についても確認することがあり得るものです。
107	リスクの審査においては、特定重要設備のリスクレベルの評価も含め、事業者がそのリスクレベルに応じて必要な緩和策を講じる責任を負うということを、基本指針に明記すべき。	リスク管理措置は、基本指針に記載のとおり「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」、「リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない」としております。その上で、審査に当たっての考慮要素の一つとして、「特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか」を基本指針に記載しているところです。
108	「特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体から強い影響を受けている」とはどのような状態を指すのか。	基本指針にも記載のとおり、詳細な審査基準を示すことは特定妨害行為を行おうとする主体を利することになりかねないためその詳細はお答えできませんが、例えば、基本指針に記載の特定重要設備の供給者に関する届出事項の例に挙げた事項等を踏まえて判断することとなります。
109	審査基準をより明確化して示すべき。 （「審査基準の～については例えば～ということか。」という意見を含む。）	基本指針にも記載のとおり、詳細な審査基準を示すことは、特定妨害行為を行おうとする主体を利することになりかねません。可能な限りの明確化を行った結果が、基本指針に記載の①から④までの考慮要素です。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
110	特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体から強い影響を受けているかどうか」についてVisa、Mastercardなどのブランドの制約について、「我が国の外部にある主体から強い影響を受けている」に該当する可能性があるため、例外対応等を検討してほしい。	御意見の趣旨が明らかではありませんが、審査に関する考え方は基本指針に記載しているとおりであり、届出ごとに判断するものです。
111	審査に当たっての考慮要素に関しては、制度運用に当たり導入等計画書に基づいて特定重要設備の導入等について審査されることとなるため、その考え方や運用等に関しては事前に十分調整させてほしい。特に、(3)の指摘の主体となる機関・制度については、事業者側でも把握し予めその動向を注視することが望ましいと考える。	基本指針にも記載のとおり、詳細な審査基準を示すことは、特定妨害行為を行おうとする主体を利することになりかねません。可能な限りの明確化を行った結果が基本指針に記載の①から④までの考慮要素です。なお、個別の導入等計画書に関しては、事前相談を受け付ける相談窓口を設置することとしています。
112	リスク管理措置について「契約等により担保」と記載しているが、やむを得ない事情で契約による担保ができない場合、当該リスクの影響を評価したうえで、契約以外の代替手段（例：書面や現地監査による確認を実際に実施）によるリスク管理措置が認められるという理解でよいか。「契約等」における契約以外の代替手段は何か。	「契約等」としているとおり、契約に限らず、その他の資料等に基づき判断することもあり得るため、個別に御相談いただければと思います。なお、基本指針23ページにおいて「特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」旨の加筆を行っています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
113	予見可能性の向上のために、例えば特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい事業者や機器、過去審査に通過した事業者や機器のリストなどを公表あるいは特定社会基盤事業者のみに共有してほしい。また、過去審査に通過した事業者や機器については届出事項を簡素化する等の対応をしてほしい。	「特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい事業者や機器、過去審査に通過した事業者や機器のリスト」等については、特定重要設備を供給し得る事業者が多岐にわたる中でリスクのある事業者・機器等を予め網羅的かつ詳細に明らかにしておくことが困難であることや、公表することによりかえって抜け穴として利用されるおそれがあること等の理由から、その作成・公表については現時点では考えていません。
114	いわゆる「ホワイトリスト」について。法が特定国を念頭に置いたものではなく、そのため「ブラックリスト」も作成しないというのは法制定に至る国会審議の過程で繰り返し表明された方針であるが、指針案は、ホワイトリストについても言及するところがない。しかし、例えばある社が重要維持管理等を他の事業者に行わせることとして主務大臣に導入等計画書を提出したところ、それを受理した主務大臣が何らかの勧告（52条6項）を行わなかった場合、その計画に記載された機器は、特定妨害行為の手段として用いられる危険性が大きくないと判断されたということである。それがどのような機器であるかはすべての特定社会基盤事業者やその業務委託先の関心事となるであろうが、事業者が相互に情報を交換することには、独禁法上の疑義がある（特定社会基盤事業に関しては、特定重要物資のような独禁法に配慮した規定はない。法29条対照）。これに関しては、上記のような、その先の認証を要しない委託先として選定された特定の事業者については、その秘密管理体制について審査を行った上で、特定妨害行為に関する懸念の少ない機器について情報開示を行うべきである。	御意見は今後の参考とさせていただきます。なお、本制度は機器一般について審査・認証等を行う制度ではなく、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するものです。このため、例えば基本指針にも記載のとおり「特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか」も審査に当たっての考慮要素としています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
115	主務省令で定めるリスク管理措置についても、事業者の負担を十分に考慮いただきたい。また、例として①から⑨までの措置が記載されているが、ここで例示された措置を実施していないことのみを理由として、審査を通さないということのないようにしていただきたい。	リスク管理措置は、基本指針に記載のとおり「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」、「リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない」、「審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」としているものです。
116	リスク管理措置に挙げられている項目については、全てが求められるものではなく、事業内容や契約の実態によって実情に合わせた個別の対応が必要なものも多いと考えられるが、そのような理解でよいのか。	リスク管理措置は、基本指針に記載のとおり「リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない」、「審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」としているものです。
117	リスク管理措置について、特定重要設備の供給者、及び管理委託先が適切に管理されていることを担保する手段としては、①から⑨までの例示においてもしばしば記載されているとおり、契約による担保が現実的な手段となり得るため、これを超える厳格な管理が求められないよう配慮いただきたい。	リスク管理措置は、基本指針に記載のとおり「リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない」、「審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」としているものです。
118	サイバーセキュリティ上のインシデントに対応し、リスクを識別するためのリスク管理のベストプラクティス及び国際的に受け入れられたセキュリティ基準に依拠したリスクベースのアプローチを、全ての企業が採用すべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
119	リスク管理措置に係る審査も導入等計画書の記載事項により判断すると理解しているが相違ないか。別途資料提出等が発生する場合は、真に必要な範囲に限定し事業者負担に配慮してほしい。	「リスク管理措置の実施に関する事項は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たり必要な要素となることから、その実施状況を導入等計画書の届出内容によって確認することとする。」と基本指針に記載しているとおりです。なお、法第59条において、事業所管大臣が本制度に係る規定を施行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとしています。
120	「契約等により担保」に関して、例えば委託・供給先が発行する第三者評価（SOC2レポート等）にて代替する等の対応は許容されるのか。	「契約等」としているとおり、契約に限らず、その他の資料等に基づき判断することもあり得るため、個別に御相談いただければと思います。なお、御意見も踏まえ、基本指針第4章に「特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」ことを加筆しています。
121	リスク管理措置については、法施行後の事前届出において特定重要設備の導入・委託と紐付けて何らかの証明が必要になるのか。	お示しの事項については具体的な運用の詳細に係るものであり、今後検討することとなります。なお、基本指針において「契約等により担保している」としていることから、当該「契約等」について根拠資料として提出を求めることはあり得るものと考えます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
122	第4章第1節の「②特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか」においては、事業者の主体的な取組みを積極的に評価すべき。例えば、(1)ISO等の認証を獲得している、(2)SBOM (Software Bill Of Materials) を活用している、(3)特定重要設備の供給者が構成設備の開発を他の事業者へ委託する場合でも委託先の国にソースコードを格納せず、常に供給者の開発環境内にソースコードを置いて、再委託先に開発してもらうことにより、安全性・信頼性を担保できている、等の場合は、リスク管理措置が講じられていると評価すべきである。	御意見を踏まえ、基本指針第4章に「特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」ことを加筆しています。
123	リスク管理措置の具体例や評価基準を公表すべき。	リスク管理措置の具体例は基本指針で記載しているところです。また、基本指針において「リスク管理措置の実施に関する事項は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たり必要な要素となることから、その実施状況を導入等計画書の届出内容によって確認することとする」としています。なお、「リスク管理措置の評価基準」の示すところが明らかではありませんが、詳細な審査基準を示すことは特定妨害行為を行おうとする主体を利することになりかねないため、その詳細を公表することは考えていません。
124	既に契約が行われている場合、リスク管理措置に当たる契約上の担保を示すことができない可能性がある。「契約上の担保」は、政省令が公布された日以降に限る、ということは可能か。	基本指針でも「事業所管大臣は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとする」とともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」としており、契約に限らず、その他の資料等に基づき判断することもあり得るため、個別に御相談いただければと思います。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
125	第4章第1節のリスク管理措置の「②特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。」について、「（具体的な措置の例）」が当該記載に沿っておらず分かりにくいので、本文の記載を修正いただきたい。	「沿っておらず」との御指摘がどのような観点からのものか明らかではありませんが、当該箇所のリスク管理措置と具体的な措置の例は対応しているものと考えます。
126	第4章第1節でリスク管理措置として、「③特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている」ことが求められているが、「冗長性」について負担が増加するため対応必須でないとするなど、より詳細な議論が必要。	御意見は今後の参考とさせていただきます。なお、リスク管理措置は、基本指針に記載のとおり「リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない」、「審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとする」とともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」としているものです。
127	国際的に受け入れられた基準の例示として国連決議等が挙げられているが、ISO等の品質水準や国際規格等を遵守していてもそれを証明する認証まで取得している先は限られると思われるため、認証取得の是非を問うているものではないことを明確にして頂きたい。	御指摘の箇所は「国際的に受け入れられた基準に反していない」ことを確認していることを求める旨の記載であり、その確認方法について、お示しの認証の取得に限定しているものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
128	導入等計画書において、発注者が、下請け業者や再委託先における「国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準に反していないこと、契約違反となる行為が生じた可能性がある場合の契約者への報告、作業に従事する者の所属や専門性等に関する情報提供など」のリスク管理に関する状況まで把握することは難しいので、契約者（元請業者）からの誓約書等の提出で判断してもらえよう配慮いただきたい。	お示しの事項については具体的な運用の詳細に係るものであり、今後検討することとなります。なお、あるリスク管理措置を実施しているものとして届け出る場合には、当該リスク管理措置を適切に実施することが必要であり、そのことが確認できる資料等の提出を求めることはあり得るものと考えます。また、リスク管理措置は、基本指針に記載のとおり、「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」、「リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない」としているところです。
129	「特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。」について、ブランドの対応次第により、外国の法的環境の影響を受ける可能性があるため、サービスの特性上、影響を受ける場合が考えられる。記載の表現について再考してほしい。	リスク管理措置は、基本指針に記載のとおり、「リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない」、「審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとする」とともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする」としているものです。
130	審査結果によってはコスト・体制面の見直しなどの対応が求められるが、政府は手戻りが発生しないような対応を考えているか。	本制度に関しては相談窓口を設置することとしており、特定社会基盤事業者等からの事前相談等を受け付けることとしています。
131	勧告及び命令を行う場合は、特定社会基盤事業者に対し早めに連絡をするよう配慮してほしい。	御意見は今後の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
132	勧告の応諾期限はどのように定められるのか。この場合も導入等計画書の事前届出対象となるか。	勧告を応諾するかしないか等は、法第52条第7項で「10日以内」に通知しなければならないと定められています。「事前届出対象となるか」の趣旨が明らかではありませんが、勧告は導入等計画書の届出後に行われるものであり、同条第6項に基づく勧告は禁止期間中に行われるものとなり、第55条第1項及び第2項に基づく勧告は導入等後等に行われるものとなります。
133	審査の結果、導入不可となった場合には、理由を特定社会基盤事業者に示してほしい。	法第88条で行政手続法の適用が除外されており、命令等の理由は、国の安全等の観点から示さないこととしています。
134	勧告の応諾期限を延長できるような制度にしてほしい。	勧告を応諾するかしないか等は、法第52条第7項で「10日以内」に通知しなければならないと定められています。
135	勧告及び命令については、真に必要な最低限度の範囲内で行うことと明記すべき。	法第5条は「この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない」こととしており、原案の記載が適切です。
136	「その他の対応によっては特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減できない場合」とはどういった場合か、具体例を示されたい。	個々の事例を踏まえて判断することとなりますが、例えば、計画の中止に至らない有効かつ現実的な防止措置が見当たらない場合等があり得るものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
137	導入等計画書の変更の届出期限はいつまでか。年次タイミング（基準月を設けて、基準月＋ α 月を報告期限とする等）を設けることを検討しているか。	導入等計画書の変更の届出は、特定重要設備を導入する場合にあっては当該導入を行う前、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては当該重要維持管理等を行わせる前（重要維持管理等を一定期間行わせる場合において、その開始後に変更する場合にあっては、実際に当該変更をする前）に行う必要があります。
138	事前届出時に提出する「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」について、「反復・継続的な契約更新」は全て事後報告が必要との理解でよいのか。	反復・継続的な重要維持管理等を行わせる場合については、その委託の期間を導入等計画書に記載し、事前審査を行うこととなります。なお、基本指針第4章の脚注14に記載のとおり、委託の内容等を変更することなく契約の更新を行う場合も、契約の更新に基づき重要維持管理等を行わせる前に導入等計画書の届出が必要となります。
139	プログラムの変更に伴う導入等計画書の変更の届出も30日間の禁止期間が必要となるか。	特定重要設備の導入を行う前にプログラムの変更を行う場合、その変更が重要な変更に該当する場合は、審査が完了するまでの間、導入が禁止されることとなります。
140	外部企業がパッケージ提供するサービス等が含まれる場合、指定事業者としては、当該サービスの利用規約に基づき利用・運用しているに過ぎず、その機能に関する変更を届けることは現実的ではない。よって、当該サービスの提供事業者名、サービス名称等の届出に留めることが望ましいと考える。	御意見は今後の参考とさせていただきます。プログラムの変更に関する考え方については、今後、技術的な解説の作成及び公表等を行うことを検討しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
141	重要な変更や軽微な変更を定めるに当たっては、事業者の負担に配慮してほしい。	法第5条に規定するとおり「経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度」となるよう今後検討します。
142	構成設備の変更について、設備のEoL（使用期限）による変更の頻度で報告とすべき。	構成設備の変更に関する事項については、今後主務省令で定めることとしています。なお、構成設備については、特定妨害行為の防止の観点から、交換・変更する場合に把握することが必要と考えるものであり、EoL（使用期限）を迎えたことによるものか否かといった、変更理由によってその取扱いを分けることは適当ではないものと考えます。
143	緊急やむを得ない場合とは具体的にどのような場合か、災害時以外の例を示してほしい。また、緊急時のプログラムの修正も緊急やむを得ない場合に含まれるのか。	どのような場合が緊急やむを得ない場合となるかについては、今後主務省令において定めることとなります。
144	緊急やむを得ない場合に該当するものとして、大規模な天災、セキュリティ事案、インシデント等が発生し急激にユーザー数が増加した場合等、変更の重要性や緊急性によっては事前に導入等計画書を出すことが困難なケースも想定されるため、省令の立案に際しては十分調整させていただきたい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
145	新たに特定社会基盤事業者となった者はいつから特定重要設備の届出が求められるか。	法第53条第1項において6か月間の経過措置が定められています。導入等計画書の届出義務がどの特定重要設備に適用されるかは、基本指針の第4章第2節(2)に記載しているとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
146	第4章の脚注14の「委託の内容等を変更することなく」とはどのような変更までが含まれるか。例えば、開発案件のプログラムリリースを行った場合等、委託管理の範囲内で項目追加が生じると想定されるが、契約書で定義する委託範囲そのものが変更されるものではないと理解している。このような場合も委託内容の変更に該当するか。	当該箇所については、委託の内容等を変更する場合も変更しない場合も、重要維持管理等に関する届出が必要である旨を記載しているものです。なお、委託内容の変更の程度に関わらず、重要維持管理等を行わせる場合には、事前届出が必要となります。
147	導入前であっても契約済の特定重要設備の導入については、法の適用対象としないようにしてほしい。また、適用対象となる場合であっても、影響が生じないようにしてほしい。	契約済であっても導入が完了していない設備については、例えば、制度開始以後導入までに数年を要する設備について、制度開始直前に簡易な契約のみを締結し内容等については別途定めるといった規制の潜脱が可能となるため、本制度に基づく届出義務を課しているところであり、適用対象外とすることは適切ではないと考えます。なお、本制度の運用が開始される前に契約を行っていた特定重要設備に係る審査については、当該事情や契約及び開発の状況等の実態も踏まえることを想定しており、また、相談窓口も設置するため、制度運用開始以前であっても、当該相談窓口等も活用しつつ、事業所管大臣に適切に相談いただければと思います。
148	導入済の特定重要設備について、本制度の規制が適用された後に設備を変更する場合（プログラムの機能に関する変更を含む。）が生じた際に事前届出や報告の必要はあるか。	導入等計画書の届出義務が生じた時点で既に導入が完了している特定重要設備を、導入等計画書の届出義務が生じた後に変更する場合は、その変更が新たな導入に当たる場合は、新たに導入等計画書の事前届出が必要となります。
149	「導入等計画書の届出義務が生じる前に導入を行った特定重要設備について、導入等計画書の届出義務が生じた後にその重要維持管理等の委託を行う場合」には、どのタイミングで導入等計画書を届け出る必要があるか。	導入等計画書の届出義務が生じた後にその重要維持管理等の委託を開始する場合には、当該委託を開始する前に導入等計画書を届け出る必要があります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
150	特定重要設備は導入済みの状態で制度運用が開始されるため届出は追加・変更時が主となる認識。届出の義務が発生する変更の内容を主務省令において具体化の上、例示してほしい。	特定重要設備の一部を変更するものであっても、その変更が新たな導入に当たると場合は、新たに導入等計画書の事前届出が必要となります。なお、導入等計画書を提出した特定重要設備に関する導入後の変更における取扱いについては、今後主務省令で定めることとなります。
151	自動更新の契約については、制度運用開始前に届出を可能とすることや、経過措置期間を設けること等としてほしい。	制度運用開始前であっても、内閣総理大臣及び事業所管大臣が設置する相談窓口で相談することが可能です。また、法第53条において制度の適用開始前に6か月の経過措置期間を設けています。
152	契約内容に変更がない契約の更新については届出の対象外とすること又は届出義務の軽減措置を求める。	基本指針に記載のとおり、委託の内容等に変更がなく契約の更新を行う場合にも導入等計画書の届出が必要となります。
153	特定社会基盤事業者は、供給者や委託の相手方に関する情報を得られない可能性があるため、主務大臣から法59条に基づく情報提供の要求を積極的に行っていただきたい。	法は、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たってあらかじめ導入等計画書の提出等を行わなければならないとしているものであり、まずは特定社会基盤事業者において適切に対応を行う必要があります。その上で、事業所管大臣が本制度に係る規定を施行するために必要があると認めるときに、関係者に対し必要な協力を求めることとなります。なお、本制度に関しては、必要な周知・広報を適切に行います。
154	基本契約に基づく複数の個別契約がある場合、全ての契約について届出が必要となるか。	特定重要設備の導入等との関係等の実態を踏まえて個別に判断することとなるため一概にお答えすることはできません。基本指針の閣議決定後に相談窓口を設置することとしており、必要に応じ相談いただければと思います。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
155	一般的に使用されるシステムについては、共通の規制要件を設定することが強く望まれる。安全要件が国際的に調和すること、ISMAP等の既存のメカニズムとも重複しないことが重要。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
156	導入等計画書を提出し、審査を受けるタイミングについて、以下の課題があるため、適切な審査となるよう対応をお願いしたい。 ・ 契約段階での提出 契約後の仕様協議において製品の具体、導入の内容が決まるため、契約前、または契約後すぐの段階では、導入計画書の記載内容は不十分となる可能性が高い。 ・ 契約後、特定重要設備の導入段階での提出 導入段階では、製品の具体、導入の内容は決まっているが、審査の結果、不適当となった場合は、契約破棄となる恐れがあり、設備更新への影響も大きい。	導入等計画書の提出の時期は、法律上、設備の導入等を行う前であればどのタイミングでもよく、特定社会基盤事業者において個々の案件に応じて適切に判断いただくものです。なお、基本指針において、「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、本基本指針の閣議決定後速やかに相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、必要な助言その他の援助を行うことを含め、特定社会基盤事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行う」としており、事前に相談等を行うことも可能としています。
157	特定重要設備の供給者がその保守点検を行うことができる者をリスク管理措置として指定するのであれば、当該保守点検は、その業者に委託するので、導入計画書の提出は省略でき、事前審査も不要であり、事前審査と導入計画書の提出を省略可能とすべき。	特定重要設備の供給者と同じ者に当該特定重要設備の重要維持管理等を委託する場合でも、当該重要維持管理等に関する導入等計画書の届出が必要となります。
158	供給者、委託の相手方から情報を得ることができたとしても、その情報の真偽を特定社会基盤事業者が確認することは難しい。提供された情報の真偽が明らかに疑わしいような場合を除き、供給者等から提供された記載内容に誤り・虚偽があったとしても特定社会基盤事業者が不利益を被らないようにしてほしい。	個別に判断することとなりますが、供給者等から提供された記載内容に誤りがあったことが明らかになった場合には、誤りの内容等に応じて、例えば、導入等計画書の再提出等を求め、再度審査を行うことがあります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
159	特定社会基盤事業者において導入例が多い設備の導入に対する届出及び審査の負担の軽減のため、特定の設備や供給者等を認定する仕組みや、認定を受けた供給者等からの導入時の届出事項の簡素化、その他効率化の方法等を検討してほしい。	本制度は機器一般について審査・認証等を行う制度ではなく、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きいかどうかを審査するものです。そのため、お示しの「認定する仕組み」を設けることは考えていません。また、導入を行う時期等によって供給者に関する事項等が変化し得ることや、特定社会基盤事業者の個々の導入ごとにリスク管理措置の実施状況等が異なることも踏まえれば、導入例の多寡を基準として例外措置を設けることは適当ではありません。
160	導入等計画書の届出は、いつ行う必要があるか。開発の着手前か。また、導入等計画書に必要な情報が判明している範囲で段階的に行うことを想定しているか、それとも、必要な情報が全て判明した段階で行う必要があるか。	導入等計画書の提出の時期は、法律上、設備の導入等を行う前であればどのタイミングでもよく、特定社会基盤事業者において個々の案件に応じて適切に判断いただくものです。なお、基本指針の中において、「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、本基本指針の閣議決定後速やかに相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、必要な助言その他の援助を行うことを含め、特定社会基盤事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行う」としており、事前に相談等を行うことも可能としています。
161	導入等計画書に記載が必要な事項のうち供給者等しか知りえない情報もある。外国の事業者も含めた供給者等に対し、情報の提出等に関して、制度の周知・広報を行ってほしい。また、特定重要設備の供給者等に特定社会基盤事業者への協力を求めてほしい。	本制度に関しては、必要な周知・広報を適切に行います。
162	27ページの21行目「更に」は「さらに」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	御指摘の箇所は、原案では「さらに」となっていましたが、副詞として用いるときは「更に」と漢字で表記することとしていますので、「更に」と修正しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
163	特定社会基盤事業者等が規制による勧告や計画変更の命令を受ける可能性に委縮し、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託に係る供給者や委託の相手方の選定に影響を及ぼすことを避けるため、導入等計画書の届出は当該供給者や委託の相手方の公募選定実施後に行っていただきたい。	基本指針において「事業所管大臣は本制度が既存の入札に関する制度に基づく手続と整合的な運用となるよう留意するとともに、適切な情報提供等を行う」と記載しているとおり、適切な情報提供を行います。なお、導入等計画書の提出の時期は、法律上、設備の導入等を行う前であればどのタイミングでもよく、特定社会基盤事業者において個々の案件に応じて適切に判断いただくものです。
164	本制度は、特定社会基盤事業者だけでなく、設備の供給者・重要維持管理等の委託先等を含め幅広い事業者に影響を及ぼす可能性があるため、相談や情報共有は幅広くに行い、制度運用開始までのスケジュールの周知等も前広に行うべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。なお、相談や情報共有については、基本指針の第5章において「適切な情報提供等を行う」こと等を記載しているところです。
165	入札にて事業者を決定する場合、事業者の審査はいつ実施する想定か。審査を申請するタイミングを明確、かつ現実的になるよう配慮すべき。	導入等計画書の提出の時期は、法律上、設備の導入等を行う前であればどのタイミングでもよく、特定社会基盤事業者において個々の案件に応じて適切に判断いただくものですが、必要に応じて事業所管大臣に事前に相談いただければと思います。
166	特定社会基盤事業者として特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託を入札により行うことが想定されるところ、設備の供給者や委託先が混乱せず、少ない負担で入札に応じることができるよう、Q&Aやガイドライン等で導入等計画書の申請のタイミング等について明確な方針を示すべき。	御意見も踏まえ、基本指針第5章に「適切な情報提供等を行う」ことを加筆し、同箇所の記載を「事業所管大臣は本制度が既存の入札に関する制度に基づく手続と整合的な運用となるよう留意するとともに、適切な情報提供等を行う。」としています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
167	事前届出の提出に当たって、スムーズな審査のために事前に事業者から直接内容を説明する等の対応を取ることができるよう検討してほしい。	基本指針においても「本基本指針の閣議決定後速やかに相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、必要な助言その他の援助を行うことを含め、特定社会基盤事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うとともに、信頼関係の醸成を図る」こととしており、事前の相談も受け付けることとしています。
168	一般消費者を対象とした問合せ窓口は設置されるのか。	「一般消費者を対象とした問い合わせ窓口」において求めるところが明らかではありませんが、「内閣総理大臣及び事業所管大臣は、本基本指針の閣議決定後速やかに相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、必要な助言その他の援助を行うことを含め、特定社会基盤事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うとともに、信頼関係の醸成を図る」としており、特定重要設備の導入等に関する事前相談については内閣総理大臣及び事業所管大臣において適切に対応いたします。
169	相談窓口からの回答はメールでの連携となるか。その場合、メールの保存をもって事業者が確認を行った証跡として有効なものと考えてよいか。メール以外での運用を想定されている場合は、内容をご教示いただきたい。	相談窓口における回答等については、個々の案件に応じて、適切な対応を行うこととなります。
170	規制の適用開始前に、導入機器や委託先等について事前相談することは可能か。	相談窓口については、基本指針の閣議決定後速やかに設置するとしており、設置後であれば制度の運用開始前であっても相談することは可能です。
171	意見募集期間として、少なくとも2か月確保するとともに、意見募集の開始時に英語版を提供するよう要望する。	意見提出期間は、行政手続法第39条の規定も踏まえ30日としているものであり、適切な長さと考えます。また、意見募集については、行政手続法の規定を踏まえ適切に対応しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
172	政府が、企業の機微情報を対外公表等する場合は、事前に相談してもらいたい。	企業の機微情報について対外公表することは想定していません。
173	事業者の求めに応じ、ベストプラクティスや外国法令に関する情報、予見可能性の向上に資する情報等を提供することで、制度を円滑に運営すべき。	基本指針に記載のとおり「特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するためには、国民の理解と協力を獲得することも重要である。そのため、政府は、本制度に関して広く国民の理解と協力を得るため、必要な周知・広報及び情報提供を行う」こととしています。
174	Q&Aの策定や説明会を開催することを指針に明記してほしい。	御意見も踏まえ、基本指針第5章に「また、内閣総理大臣及び事業所管大臣は、相談窓口を通じた意思疎通に加えて、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」ことを加筆しています。なお、周知・広報の手法については説明会の開催に限らず適切な方法により実施することとしています。
175	事前審査において確認された課題等については主務官庁及び事業者間で対応方針を協議することで、一律に勧告・命令等の措置とならないよう配慮してほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
176	基本指針案が政府とステークホルダーとの間の継続的なコミュニケーションの必要性について特に指摘していることについて賛同する。また、複雑な国際関係や社会経済の状況にかんがみ、基本指針案が、継続的に見直されるべきことについても賛同する。	賛同の御意見として受け止めます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
177	特定妨害行為の防止に向けて必要な情報を収集するに当たっては、政府の情報力の強化にも取り組むべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。なお、基本指針第6章に記載のとおり、的確な意思決定を行うための情報収集・分析を行い、内閣官房及び内閣府から関係行政機関に対して必要な情報が提供される体制を構築することとしています。
178	特定妨害行為の懸念については、特定社会基盤事業ごとに固有な懸念もあるが（例えば、電力事業における蓄電池設備への外部からの攻撃）、多くの事業に共通の懸念もあり（例えば、ルータに仕掛けられたバックドアを通じた外部からの攻撃）、後者については、各省を横断して基準を定めることが望ましい。経済安全保障推進法上、そうした観点から政府全体の方針を定めるのは閣議決定の形式をとる指針のみである。したがって、政府全体の方針として統一すべき事項については指針において定めるべきであり、そのための経験が不足しているため今回指針において定めるのが時期尚早だといえるのであれば、将来においてそのような定め方に転ずることを予告しておくべきだと考えられる。	基本指針において、各省横断的に定めるべき事項については、その考え方を示しています。なお、一部の事項については、今後技術的な解説等により考え方を示すこととしています。
179	基本指針第6章第2節の不断に制度の見直しを行う主体は誰か。安全保障に関する国際情勢の緊張が緩和されない中では、仮に十分な効果が確認されない場合であっても、政府がそれを認め、改めることは容易ではないため、第三者の評価委員会等を設け、定期的な効果測定を行い、結果を公表し、効果の薄い施策を前例に従い続けるようなことがない仕組みが必要。	基本指針第6章に記載しているとおり、制度の見直しを行う主体は「政府」です。御意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
180	法の趣旨と事業者負担のバランスを考慮の上、「特定社会基盤事業者の指定基準」のほか、規制対象や制度運用の見直しも、基本指針に記載をお願いしたい。	基本指針の第6章に記載しています。
181	「制度対応に当たっての事務的な費用も含む負担」について、鉄道事業においては、運賃制度が上限認可となっているため、事務的な費用を含む負担の回収が極めて困難であることを踏まえた制度設計をお願いしたい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
182	「特定社会基盤事業者の指定基準の考え方（案）」について、 ・水道事業の指定基準として、給水人口及び1日最大給水量に加えて、法案の対象となる施設の規模や設備の内容を定めてほしい。 ・銀行業については、預金残高やATM台数等により対象行を限定することで金融インフラ全体の安定的な提供を確保できるのか疑問。 ・全国の労働金庫まで規制対象を広げていくことを検討しているか。	この意見公募は、法に基づく基本指針を対象とするものです。なお、特定社会基盤事業者の指定基準は今後主務省令で定めることとなります。
183	特定卸供給事業における特定重要設備の範囲については、特定卸供給事業は一般送配電事業者の中央給電指令所からの指示を受けるアグリゲーションコーディネーター（AC）とリソースに対して指令を行うリソースアグリゲーター（RA）にて構成されている。（両方を兼ねる場合もある。） RAがどのACと契約するかはACにとっての競争領域であり、特定重要設備の範囲がACシステムのみならず、RAシステムも含むことになるとすれば、11ページにある「適正な競争関係を不当に阻害する」要因に該当する可能性があり、RAシステムは特定重要設備の対象外とすべきではないか。	この意見公募は、法に基づく基本指針を対象とするものです。なお、特定重要設備の範囲については、今後主務省令で定めることとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
184	金融庁監督指針等と二重行政とならないよう配慮して欲しい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
185	都市部の公共交通においては、鉄道以外の交通モードを含む多数の事業者が役務を提供している。その中で、例えば、特定の鉄道事業者の在来線に関する役務を特定社会基盤役務の対象とすることは、法第5条の規定や指針案にある「健全な競争環境や経済合理性に基づくイノベーションや効率性を毀損」することに繋がりがかねないため、特定社会基盤役務の指定に当たっては、健全な競争環境を妨げることのないよう特段の配慮をお願いしたい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
186	「安全保障上の支障」を理由に、事前届出がなかなか受理されないことや、明確な不許可（勧告）が発行されないことによる、事実上の審査期間の延長による、特定重要設備等の導入の遅れ等が生じる可能性はないか。「安全保障上の支障」という理由は、民間企業にとっては、不透明性が高いため、導入（稼働）時期や事業継続の予見可能性の低下を懸念している。	「安全保障上の支障」を理由に事前届出を受理しないということはありません。また、審査期間は原則30日以内とされ、事業所管大臣が延長を決定した場合においても、最大4か月間という上限が法定されており、中止、変更等の命令が発せられることなくこの期間を経過すれば、導入等の禁止は解除されます。
187	法務省が所管する「実質的支配者リスト制度」を見直し、実質的支配者リストに特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方の「一定割合以上の議決権保有者の名称、国籍、保有割合」など、本制度で必要な事項を記載してほしい。制度の見直しにあたっては、登録の義務化、商業謄本等と同様に第三者による閲覧等の対応も必要と考える。	この意見公募は、法に基づく基本指針を対象とするものです。